

税効果適用指針案等へのコメント対応案等、引き続き検討

—ASBJ、税効果会計専門委

去る11月9日、企業会計基準委員会は第56回税効果会計専門委員会を開催した。今回は前回に引き続き、税効果適用指針案等へ寄せられたコメント対応が検討された。

主な審議事項は次のとおり。

コメントへの対応案

前回までの専門委員会および第370回までの親委員会での議論を踏まえて、コメントへの対応案が見直された。

税効果適用指針案4項(2)の「法人税等」の定義と税率適用指針3項(4)の「法定実効税率」の定義を勘案すると、税効果会計基準一部改正案5項(注9)(1)①の「税務上の繰越欠損金の額に法人税等の税率を乗じた額」を、「税務上の繰越欠損金の額に法定実効税率を乗じた額」と見直したほうがよいとのコメントが寄せられていた(2017年10月10日号(No.1492)情報ラッシュ参照)。

これに対して事務局より、表現の見直しを行わない方向が示されていたものの、前回までの審議で再考すべきとの意見が聞かれたことから、税務上の繰越

欠損金については、税額ベースで注記することを想定しているため、「税務上の繰越欠損金の額に納税主体ごとの法定実効税率を乗じた額」との表現に変更することが提案された。

また、連結納税制度を適用する場合の実務対応報告との整合性に関して、実務対応報告7号の個別財務諸表における投資価額修正の取扱いの要件記載を、税効果適用指針案8項(2)の取扱いに整合させるよう見直すべきとのコメントが寄せられていた。

これに対して事務局は、実務対応報告7号は連結納税制度を適用している場合の取扱いであり、対象となる子会社は100%子会社を前提としているため、記載をあえて追加する必要は乏しいとしていた。しかし、前回までの審議で、記載することの弊害がないため記載してはどうかという意見が聞かれたことから、事務局は、実務対応報告7号の要件記載を修正することを提案した。

公開草案の修正案

事務局より、前回までのコメ

ント対応の審議を経て、公開草案の修正案が示された。

税効果会計基準一部改正案については、たとえば前記のとおり、5項の表現が見直されたほか、14項(修正案後は15項)第1段落の記載ぶりを、経済実態の観点から検討していることを示すために、「現行の取扱いは、一時差異に関連した資産および負債と、その税金費用に関する資産および負債(当該一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債)が同時に取り崩されるという特徴を踏まえている」という旨の文言に変更している。さらに、早期適用に関する6項は、「公表日以後最初に終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができると」されていたが、「公表日」が「平成30年3月31日」と見直されている。

また、税効果適用指針案については、たとえば、8項(1)ただし書きの「受取時に会計上の損益及び課税所得(又は税務上の欠損金)に影響を与えなかったものについて」という個別税効果適用指針24-2項の記載を引き継いだものを削除したほか、39項が表題と内容が合致しないため(2017年10月10日号情報ラッシュ参照)、案の見直しが行われている。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
12月11日(月)まで (10日が休日のため)	① 源泉所得税・特別徴収住民税の納付(平成29年11月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額をあわせて納付する。
1月4日(木)まで (12月末日期限は年末・年始につき平成30年1月4日となる)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成29年10月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長(平成29年9月期) 2カ月延長(平成29年8月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(10月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1、4、7、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・4月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(10月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1、4、7月期)	②~⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
本年最後の給与支給日の前日まで	⑧ 給与所得の年末調整	
12月中の市町村条例で定める日まで	⑨ 固定資産税(都市計画税)第3期分の納付	

仮想通貨、種類ごとの注記を 求める方向 ―ASBJ―

去る11月10日、企業会計基準委員会が第372回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

仮想通貨の会計上の取扱い

これまでの審議においては、「仮想通貨の種類ごとの期末残高の内訳に関する注記」、「重要な会計方針の注記」などの開示を求める意見が聞かれていた。しかし、今回の実務対応報告で注記事項を定めない場合であっても、他の会計基準等の開示に関する定めにより開示が求められている事項（重要な会計方針の注記など）は、必要な情報が開示されるものと考えられる。

そこで、仮想通貨に関する注記事項について、次の2案が事務局から提示された。

案1…特に注記事項の定めを設けない

案2…期末に保有する活発な市場が存在する仮想通貨（仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨を除く）について、仮想通貨の種類ごとの貸借対照表価額（時価）および仮想通貨（残高数量）の注記を求める

なお、案2とする場合、①重要性が乏しいときは注記を省略

できる、②適用対象を仮想通貨交換業者に限定する、といったことも想定されている。

委員からは、案2に賛成する意見が多く聞かれた。一方で、活発な市場が存在しない仮想通貨についても注記を求めるべき、として、案2でも不十分との声も聞かれている。

権利確定条件付き有償新株予約権の会計処理

第110回実務対応専門委員会での議論（2017年11月20日号（No.1496）情報フラッシュ参照）を踏まえ、公開草案に寄せられたコメントへの対応と、修正後の実務対応報告の文案が検討された。

適用時期については、専門委員会同様、「案1…公表日以後適用する」、「案2…平成30年X月X日（たとえば4月1日）以後適用する」の2案が示された。この点は第370回親委員会でも審議され、案1を推す意見が多く聞かれていたが、今回は「期日を指定する形のほうが実務も運用しやすい」、「4月1日であれば、公表日と比べてそれほど

将棋の世界では「三手先を読む」という言葉がある。自分が指す一手目。次に相手がそれに反応して指す二手目。二手目を讀んだうえで、自分の三手目を考える。つまり展開を予想し、シミュレーションする。

三手読みが一番大切なのは、二手目だぞうだ。一手目は自分の意思で決めることができるが、二手目は相手の反応を予想しなければならぬ。このとき自分に都合のよい読みをしがちだが、相手が最善の手だと、三手目で対応できなくなる。

「察する力」が大切になる。相手のちょっとした表情で気持ちを推し量り、適切なコメント（三手目）ができるかが、よい結果を得られるかどうかの分かれ目となるときがある。まさにコミュニケーション力である。

「感じる力」は一朝一夕には身につかない。上司は部下を報告会や交渉の場に同席させ、経験を積ませることが大切だ。部下も、指示待ち型では「感じる力」は身につかない。当事者意識（主体性）をもって行動していれば、上司や他人の考えを表情等から読み取ることができるようになるはずだ。いわばよい意味での「忖度」である。人間の得意分野である「感じる力」を身につけることは、AI時代を乗り切るうえで重要な要素かもしれない。



二手目で相手の出方を読むというつもりで、結論には一定の方向感が必要である。私の経験では、議論全体を俯瞰しつつ、最終的に何を指すべきかを確認し、原理原則に従って判断する（三手目）ことがよい結果につながった。原理原則に従っていないと一時的にはよくても長続きはしない。重要な判断を行うとき、私はこの点をとても大切にしている。

事前に相手の立場で本気で考えても、情報収集には限界もあるし、交渉の場では柔軟な対応をしなければならないときもある。このような局面で相手の出方を読むためには「感じる力」、

「察する力」が大切になる。相手のちょっとした表情で気持ちを推し量り、適切なコメント（三手目）ができるかが、よい結果を得られるかどうかの分かれ目となるときがある。まさにコミュニケーション力である。

「感じる力」は一朝一夕には身につかない。上司は部下を報告会や交渉の場に同席させ、経験を積ませることが大切だ。部下も、指示待ち型では「感じる力」は身につかない。当事者意識（主体性）をもって行動していれば、上司や他人の考えを表情等から読み取ることができるようになるはずだ。いわばよい意味での「忖度」である。人間の得意分野である「感じる力」を身につけることは、AI時代を乗り切るうえで重要な要素かもしれない。

公開草案へのコメントの内容、確認

ASBJ、収益認識専門委

先でもないと思う」として、案2を推す意見が複数聞かれた。
また、公開草案に対しては、遡及適用する場合、資本金の額を訂正する必要があるが、登記手続が不明であり、法務省との調整が必要、とのコメントが寄せられていた。これに対応し、適用時期等を定める実務対応報告10項に、遡及適用する場合の取扱いとして、次の規定を追加することが示された。

適用日より前に権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、新株を発行しているときは、新たな会計方針に基づき新株予約権として計上された額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替えたことによる払込資本の増加額は、その他資本剰余金に計上する。

税効果会計

第56回税効果会計専門委員会での議論(今号本欄参照)を踏まえ、修正後の税効果適用指針等の文案の審議が行われた。

委員から特段の反対意見は聞かれておらず、12月の公表目標へ向けて、評価性引当額の定義を求めるコメントへの対応(今回は検討を行わず次回以降行うこととされた)を中心に、最終の審議が行われる予定。

去る11月13日、企業会計基準委員会第86回収益認識専門委員会を開催した。

今回は、企業会計基準公開草案61号「収益認識に関する会計基準(案)」ならびに企業会計基準適用指針公開草案61号「収益認識に関する会計基準の適用指針(案)」(以下、「本公開草案」という)に寄せられたコメントの内容の確認が行われた(コメントは、https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2017/2017-0720/comment.htmlを参照)。

主な内容は次のとおり。
今後の議論の進め方

専門委員から全体的なコメントの感触を質問され、事務局からは、大きい方向性では同意されている印象であると回答があった。また、2018年3月までの最終化を目指すため、IFRS15号をベースとした文章の表現ぶりに関するコメントは切り離して、事務局でまとめて修正したものを提案することとし、その他の項目は的を絞って議論し、特に代替的な取扱いについての追加すべき要望や設例については時間を割いていく方

向だと説明された。

各質問に対するコメント

(1) 基本的な方針

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意する意見が大半であったが、反対意見としては、「社会的・経済的なコスト・ベネフィットを十分議論すべき」といったものがあつた。

また、「会計処理の背景にある基本的・本質的な考え方や結論に至る背景などを「結論の背景」等に明確かつ詳細に記述し、場合によっては、ASBJからの教育文書を発行してほしい」等のコメントがあつた。

このコメントに対し、専門委員から教育文書を出す可能性について質問があつた。事務局からは、「IFRS15号の解釈はハードルが高いが、日本基準をわかりやすくするものとしては考えようがある。しかし、時間的余裕がないため、まずは基準や設例を整備することが優先である」との回答があつた。

(2) 適用範囲

適用範囲に関する提案に同意する意見が大半であつた。
リース取引、保険契約、顧客または潜在的な顧客への販売を

容易にするために行われる同業他社との商品または製品の交換取引、金融商品の組成または取得に際して受け取る手数料、本公開草案で適用範囲外となる固定資産の売却や不動産販売取引、契約コスト等について、コメントが寄せられた。

(3) 会計処理

収益の認識基準、収益の額の算定、特定の状況または取引における取扱いに関する各提案に同意する意見が大半であつた。「工事契約会計基準の「信頼性のある見積り」という表現が、公開草案の「合理的な見積り」という表現に変わっているが、同じ意味であると解釈してよいのか」というコメントがあつたが、「似ているからといって表現をそろえることには慎重であるべき」との考えを事務局は示した。

(4) 代替的な取扱い

IFRS15号における取扱いとは別の重要性等に関する代替的な取扱いの提案に同意の意見が大半であつた。

「代替的な取扱いの規定は主に重要性の観点から簡便的な処理を認める趣旨のものであり、IFRS15号の趣旨から逸脱したものではないことを明示してほしい」等のコメントがあつた。

専門委員からは、企業が監査人からGAAP差異を指摘される可能性について質問があり、

事務局からは、GAAP差異を明らかにするときにIFRSの解釈が入ってしまう、基準と実務との微妙なラインであるが、最終化したものが円滑になるよう目指すという回答があつた。

(5) 開示・適用時期等

開示および適用時期等に関する提案に、同意する意見が大半であり、「注記事項の開示例を示してほしい」、「強制適用は2年後ろ倒ししてほしい」等のコメントも寄せられた。

(6) 設例

IFRS15号の設例を基礎とした設例とわが国に特有な取引等についての設例について同意する意見が大半であつたが、個々の設例を削除すべきという意見や、追加の要望も寄せられた。

(7) その他

その他「細則主義的なチェックリスト化を防ぐ考慮をすべき」、「税務・会計の重要な齟齬が今後発生した場合は、速やかに適用後レビューを実施してほしい」等の意見が寄せられた。

専門委員からは、「適用後レビューは最短でどのくらいかかるのか」という質問があり、「強制適用後数年後となり時間がかかるので、問題点が生じた場合は基準諮問会議で改正を議論すべきでは」との回答があつた。

*

今回は、12月4日開催予定。

注記情報の充実に関する新規テーマ、議論の開始はいつ?—FASSF、基準諮問会議

去る11月13日、公益財団法人財務会計基準機構内に設置されている基準諮問会議は、第31回基準諮問会議を開催した。前回までに提案されたテーマは、次のとおりである。

会計基準レベル

- ・「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」および「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実(提案者：日本公認会計士協会(以下、「JICPA」という))

実務対応レベル

- ・会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」における当座貸越契約および貸出コミットメントに関する規定の改正(提案者：全国銀行協会)

なお、前記実務対応レベルのテーマについては、前回同様、国際的な規制の見直しについて最終的な結論が確定していないため、状況を注視しているとのこと。

今回は、JICPAから提案された前記会計基準レベルのテーマと同じテーマが、日本証

券アナリスト協会から提案された。本テーマは、IAS1号「財務諸表の表示」122項および125項について、日本基準でも開示を

求める提案であり、第29回の基準諮問会議にて、IASBの開示原則に関するディスカッション・ペーパー(2017年10月2日コメント期限)へのコメント検討を終えた後、議論を再開することとされていた。

日本証券アナリスト協会は、

前記ディスカッション・ペーパーの議論の方向性と、金融庁の企業会計審議会で議論が開示されている監査報告書における「監査上の主要な事項」(Key Audit Matters：KAM)の導入に向けた実効性を鑑みると、本テーマにおける注記情報はこれまでの議論以上に必要性および優先度が高まっており、改訂に取り組む必要があるとの理由で、同テーマを提案した。なお、JICPAによると、同テーマを提案した理由については、一般的な開示情報の充実を求めるためであって、KAMの議論とは関係ないものとのこと。

以上を踏まえて事務局は、JICPAおよび日本証券アナリスト協会の提案は、関連する注記情報の充実という点で共通する部分があるため、あわせて議論を進めることが適当であるという考えを示す一方、日本証券アナリスト協会からの提案で述べられている監査報告書へのKAMの記載については、わが国においてまだ制度化されておらず、企業会計審議会で議論が始まったばかりであるため、今後の議論を注視することとし、本テーマについては、次回以降議論を行うことを提案した。

これに対して委員からは、それぞれの立場を踏まえたうえで、さまざまな意見が聞かれた。具体的には、財務諸表作成者側からは、「拙速に議論を開始して、結局ポイラプメントの開示になるのはよくない」、「企業実務への影響が大きいため、慎重に議論すべきでは」など、事務局に賛成の声が聞かれた。

一方で、財務諸表利用者側からは、「そもそもKAMの導入とは別個のものだから、早めに議論を開始すべき」、「議論を始めることにネガティブな要素はないのでは」など、事務局に反対の意見が上がった。

他にも否定的な意見が多く、事務局は委員間のコンセンサスを得てから、ASBJに提言する方向性を示した。

事務局は委員間のコンセンサスを得てから、ASBJに提言する方向性を示した。

経理用語の豆知識



アクセス・コントロール

オンライン端末、プログラムやデータにアクセスすることを制御する手続をいう。アクセス・コントロールは、「利用者の認証」と「利用者の承認」からなる。「利用者の認証」は、通常、固有のログオンによる認証、パスワード、アクセスカードまたは生体認証データを通じて個人を特定しようとするものである。「利用者の承認」は、個々の利用者がアクセス可能なコンピュータ・リソースを決定するアクセスのルールからなる。これらの手続は、特に、以下を防止または発見するためにデザインされる。①オンライン端末、プログラムやデータへの未承認のアクセス、②未承認の取引の記帳、③データファイルへの未承認の変更、④未承認の者によるコンピュータ・プログラムの利用、⑤コンピュータ・プログラムの未承認の利用。アクセス・セキュリティには、アクセス・コントロールに加えて、会計データに影響を及ぼす情報セキュリティが含まれる。



不適切な会計処理

不適切な会計処理は、会計上の誤謬と同様に、「意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、又はこれを誤用したことによる誤り」と定義される。原因が意図的であるか否かにかかわらず、虚偽表示の状態にある財務諸表について監査人は一定の対応を行う必要があると考えられるためである。

もともと、監査上、不適切な会計処理が意図的であるかまたは意図的ではないか、虚偽表示が経営者によるものか、外部または内部者の共謀があるかといった不適切な会計処理の原因、内容の検討は、不適切な会計処理を特定するための監査上の対応の判断を行うにあたって重要である。

意図的な虚偽表示のケースは外部または内部者の共謀であることが多く、また証憑書類等の偽造、改ざんを行っていることが多いから、虚偽表示の範囲の検討をより慎重に行う必要が生じる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2017年11月10日	「移転価格事務運営要領」(事務運営指針)及び「連結法人に係る移転価格事務運営要領」(事務運営指針)並びに「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領」(事務運営指針)及び「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領」(事務運営指針)の一部を改正する案	国税庁	グループ内役務提供取引に係るOECD移転価格ガイドラインの改訂および事前確認を取り巻く環境の変化を踏まえ改正するもの。コメント期限は2017年12月10日まで。 http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=410290054&Mode=0	—

パウエル次期FRB議長と新たなリスク

金融

トランプ米大統領は11月2日、次期連邦準備制度理事会

(FRB)議長にジェローム・パウエル理事を指名した。同氏は

法律の専門家、ウォール街で

投資ファンドの共同経営者を務

めた。ブッシュ(父)政権下で

の財務官僚経験もある。また過

去、ボルカー、グリーンズパン、

バーナンキ、イエレンと、エコ

ノミストとしてマクロ経済の専

門家が就任したFRB議長の職

務を、約40年ぶりにそれ以外の

分野の人材が引き継ぐことにな

り、今後の手腕が注目される。

今回パウエル氏が指名された

主な理由には、トランプ政権と

ウォール街の関係がある。トラ

ンプ大統領は、就任前から、リ

マンショック後に打ち出された

金融規制には強く反対する姿勢

を示している。その意味で、イ

エレン議長やフィッシャー副議

長とは一線を画す、ウォール街

出身で規制緩和派のパウエル氏

は、トランプ大統領の意に添う

政策を採ると予想される。

具体的にはドッド・フランク

法の緩和で、金融業界が抱える

リスクに歯止めをかけようとし

た規制ルールを見直す動きが加

速するだろう。

同法は、金融機関の説明責任

と透明性を向上させる目的で、

「トウ・ビッグ・トウ・フェ

イル」(大き過ぎて潰せない)と

いつて特定の企業へ公的資金を

抛出するのは納税者の利益に反

する、といった考えからオバマ

前大統領の主導で制定された。

このなかに「ボルカー・ルール」

があり、かつてFRB議長を務

めたポール・ボルカー氏が中心

となつて策定された。これは、

銀行の自己勘定取引を禁止し、

銀行がデリバティブ(金融派生

商品)や未公開株式などのリス

ク商品で収益を上げようとする

動きを規制するもの。

パウエル氏は、量的・質的金

融緩和からの正常化について

は、現在のイエレン議長と大差

ない考え方だが、大きく異なる

のはこの金融規制緩和に積極的

であること。目先のウォール街

の活況と引換えに、長期的には

サブプライムローンに替わる新

たなりリスク要因が生まれる可

能性に今後注意が必要になる。

は、中核産業である製造業が輸

出や海外生産のウエイトを高め

ているため、円安・ドル高、ユー

ロ高が望ましいのである。

株高を支援する円安への流れ

証券

今年9月初め、株価上昇が始

まった当時、円相場は1ドル＝

107円程度であったが、2カ

月後には同114円程度まで円

安が進んできた。これは日米の

金利差が、米金利上昇、日本金

利変わらず、という形で着実に

開いていくという予想が強まっ

てきたためと考えられる。

米FRBは米経済の着実な上

昇、雇用改善、物価上昇を理由

にこの2年来、少しずつ金利を

引き上げてきた。非伝統的金融

政策に終符を打ったのである。

アメリカに続いてEUが金

融緩和と政策の終わりを明言、

金融政策の基調の変化を促進し

ている。

一方、日銀は、物価目標2%へ到達する展望がなかなか開けないなかで、目標の旗を降ろさず、到達時期を先送りして、異次元緩和政策を維持してきた。金融緩和からの出口戦略は議論の対象にさえなっていない。

ただ、これまで米金利の上げペースは、物価上昇率が予想を下回ることが多かったことから極めて緩やかで、結果として日米金利差拡大への期待が高まらず、円安・ドル高が進まなかった。

しかし、ここへきて米金利の

12月引上げが確実視されるよう

になり、日米金利差拡大への確

信が強まった。そして、円安・

ドル高が進んできて、1ドル＝

115円を超えての円安期待が

高まりつつある。

近年、為替市場では有事の円

高という発想が定着してきたこ

ともあるので、北朝鮮危機のよ

うな地政学リスクが存在する現

在、金利差を過度に重視するの

は危険であることを認識し、円

安の流れを多角的に捉えること

に努めたい。